

『新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について』の運用基準の見直しについて

『新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について』第 3 版の運用について(令和3年9月6日付け発出)、多くの感染事案が発生し、多くの問い合わせをいただきました。については、より理解しやすい運用とするため、今般、運用基準の一部を見直ししましたのでお知らせします。

\* 下線の部分が今回改めた部分になります。ご周知方よろしくお願い致します。

◇基本的な考え方

**\* 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策については、流行が始まった当初に比べ多くの知見が得られた結果、関係各署の対応も当該感染者との接触の状況に応じて感染リスクを判断し、より現実的な対応が図られている。**

**当委員会としても、感染の拡大を防止して子供たちの安全を確保することと、一概に活動を休止することの教育的弊害等を比較考量して運用基準を定めることとし、チーム活動への影響範囲について必要な範囲で適切に対応することとする。**

**また、4 種主催行事以外の活動については具体的な活動制限等はチーム代表者が決定できる運用を実施する。**

1. 運用基準

- ①感染者(陽性者)及び濃厚接触者とも大会への参加も含め、活動制限の対象となるのは選手または指導者本人のみとし、他のチーム関係者の活動制限は原則として求めない。
- ②濃厚接触の有無の可能性判断は現実的な感染リスクの有無による。
- ③感染リスクの有無は原則として発症日(発熱・咳等の症状が現れた日)の2日前の期日以降の接触の有無を捉え、また、無症状であった者については「陽性」と診断された期日を持って対応を判断する。
- ④復帰の目安時期は以下を目安として判断する。
  - ㊦感染者(陽性者)の場合  
⇒退院退所の目安と同様に発症から10日間経過し、かつ症状が軽快してから72時間を経過している場合を基本とし、保健所または医療機関の指示に従うこととする。
  - ㊧濃厚接触者の場合  
⇒感染者との接触のあった日(感染リスクがあった最後の日)の翌日から起算して14日間が経過した日。検査を実施して陰性であっても14日間の健康観察が必要です。
- ⑤対応方法の判断にあたっては、当委員会が感染防止対策に責任を持つべき4種主催公式行事と活動の自主性が担保される各クラブの活動は切り離して判断できることとする。
- ⑥4種公式戦(行事含む)への参加判断については、クラブ代表等により当委員会が別途に定める「事例発生報告書」に所定の項目につき当該感染者(保護者、指導者含む)から状況を聞き取った結果を事務局に報告し、確認を経たうえで最終的に判断することとする。
- ⑦各クラブの個別活動については、運用基準に示す考え方を踏まえ、チームの状況や地域性に鑑み各クラブが自主的に判断するものとする。
- ⑧各クラブ代表は感染者の発生に際して、事務局に対応状況を速やかに報告することとする。
- ⑨各クラブにおいては、個人情報<sup>を</sup>を慎重に取扱い、当該感染者(陽性者)・濃厚接触者が差別を受けないよう配慮に努める。

## 2. 対応例

### (1) ケース1

◎チーム所属選手及び指導者またはその同居家族に感染者が発生した場合

・ステップ1

各関係機関(保健所等)の指示に従う。その後、該当チーム代表者は、「事例発生報告書」により市原市サッカー協会4種委員会事務局長へ速やかに報告をする。

・ステップ2

当該選手及び指導者は発生時から2週間程度の活動を自粛(大会参加も自粛)し、健康観察を行う。

本人以外のチーム関係者については原則として活動制限は求めない。但し、個別の事情により感染が強く疑われる場合はこの限りではない。

・ステップ3

2週間程度経過後、保健所または医療機関等による制限が解除された場合、当該選手及び指導者は活動を再開できることとする。

A:4種主催大会等への対応

【例1】:先週末の練習に参加していた選手、指導者が火曜日に発熱し翌水曜日に医療機関を受診して検査の結果、陽性と診断された場合。

○発症日が火曜日であるため、感染リスクの発生は2日前(日、月曜日)となり、日曜日の時点で既に感染リスクが生じていますが、運用基準①に照らし、当該感染者(陽性者)のみが、運用基準④による期間についてステップ2、3の通り(活動制限の対象)とする。

○4種事務局へ、事案の対応報告を行い、対応の是非につき確認を得てください。

【例2】:直近の練習には参加していないチーム所属の選手、指導者が火曜日に発熱し翌水曜日に医療機関を受診して検査の結果、陽性との診断があった場合。

○発症日に関わらず、当該感染者(陽性者)以外は活動制限の対象となりません。

【例3】:感染した指導者が当該クラブ所属選手の家族であった場合は指導者の週末の活動への参加の有無に関わらず、同居家族内での濃厚接触者と思量されることから、当該指導者の濃厚接触者である選手は活動制限の対象となり、該当期間内に実施される大会への参加は出来ません。

B:各チームの活動への対応

4種公式行事以外の各チームでの活動については、当該活動の主催者等と相談し、各チームの実情に応じて適切に判断することとし、一律に対応することは求めません。

### (2) ケース2

◎チーム所属選手及び指導者またはその同居家族に濃厚接触者が発生した場合

※濃厚接触者とは、同居の家族の他は、保健所等の公的機関が特定しPCR検査の対象となった場合、または濃厚接触が発生した事業所が濃厚接触者として判断した場合とする。

・ステップ1

各関係機関(保健所等)の指示に従う。その後、該当チーム代表者は、「事例発生報告書」により市原市サッカー協会4種委員会事務局長へ速やかに報告をする。

・ステップ2

濃厚接触者に該当した選手及び指導者は、発生した日から2週間程度の活動を制限(大会参加は自粛)し、該当者の健康観察を行う。

・ステップ3

2週間程度経過後、保健所または医療機関等による制限が解除された場合、当該選手及び指導者は活動を再開できることとする。

A:4種主催大会等への対応

(1)ケース1に同じ

B:各チームの活動への対応  
(1)ケース1に同じ

### (3)ケース3

◎所属チーム選手の学校及び活動場所が休校・学年・学級閉鎖等になった場合

#### ・ステップ1

保護者・施設管理者等により休校等の連絡があった場合、下記のように対応する。その後、該当チーム代表者は、市原市サッカー協会4種委員会事務局長へ報告をする。

①チームが活動する学校が休校になった場合

・休校が明け、施設開放が許可されるまで活動を自粛する。ただし、4種委員会主催大会への参加については原則として制限を求めない。事務局長へ報告し確認をする。

②在籍する選手の学校が休校になった場合

・該当する選手が特に濃厚接触者等でない場合は、活動制限は求めない。

③在籍する選手の学校が学年閉鎖又は学級閉鎖になった場合

・該当する選手が特に濃厚接触者等でない場合は、活動制限は求めない。

#### ・ステップ2

各対応終了後、選手及び保護者の健康確認を行い、安全に活動ができると判断された場合、活動を再開することができる。

※事務局への報告する際の様式「事例発生報告書」は別途HPへ掲載済みです。